

2016年8月9日

放送倫理・番組向上機構
放送と人権等権利に関する委員会御中

株式会社フジテレビジョン

「放送人権委員会決定 第60号」に対する対応と取り組み

2015年2月17日放送の弊社番組「カスペ！あなたの知るかもしれない世界6」内の「わが子が自転車事故を起こしてしまったら」のコーナー（以下「本番組」という）に対する申し立てがあった件（以下「本申し立て」という）について、放送人権委員会は、2016年5月16日、「放送人権委員会決定 第60号」（以下「委員会決定」という）を公表、「本件放送は名誉毀損等の人権侵害は認められないが、放送倫理上の問題がある」との見解が示されました。以下、委員会決定を受けての弊社の対応と取り組みについてご報告いたします。

1、委員会決定後の対応

委員会決定を受け、以下の番組において委員会決定の趣旨を放送すると同時に、「BPO 放送人権委員会の決定を真摯に受け止め、今後の番組制作に生かして参ります」との弊社コメントを述べました。

- ・5月16日 「FNN みんなのニュース」
- ・5月16日 「ユアタイム」
- ・5月17日 「めざましテレビ」
- ・5月17日 「とくダネ！」
- ・5月21日 「新・週刊フジテレビ批評」

2、社内での報告と周知

5月17日：編成制作局バラエティ制作センター（現制作局第二制作センター）所属のプロデューサーが出席するプロデューサー会議にて、委員会決定の趣旨

と内容を説明しました。

5月20日：本番組の該当コーナーを担当した制作会社に対し、委員会決定の説明を行いました。制作会社の担当者からは「申立人との認識のずれを感じていたので、申立人の意向に関わらず台本は送付すべきであった。」という趣旨の発言がありました。

6月7日：バラエティ制作センター社員出席の全体室会においては、本決定の周知徹底、再発防止のための方向性の説明、制作会社への周知徹底の方策についての確認を行いました。

6月8日：「第458回フジテレビジョン番組審議会」において本申し立ておよび本決定の内容を報告しました。審議会に参加した委員からは「こういう番組を作る時に、出ていただいた方に不愉快な感情を与えそうな場合に十分説明を事前にしなきゃいけないというのは、礼儀として当然で、その点はよろしく願いたい。」などのご意見を頂きました。

6月10日：社内横断の組織である番組制作向上ワーキンググループにて本申し立ておよび本決定の内容を説明しました。番組制作向上ワーキンググループは編成局長を委員長として制作関連部門のみならず幅広い部門の担当局長、室長、部長をメンバーとして構成され、年4回開催しているものです。

7月11日：BPO放送人権委員会の坂井委員長、二関委員を弊社にお招きし、「BPO研修会」を開催いたしました。研修会にはバラエティ制作センターを中心とした弊社社員および常駐スタッフ152人、また、委員会決定と同時に発表された補足意見、「社内のみならず、番組の制作会社に対しても、本決定に関わる情報を周知する」を受け、バラエティ制作センター内で情報バラエティ番組の制作を担当する制作会社35社からの39人を含め合計191名が出席し、委員会決定の解説を貴委員会から直接受けると共に、質疑応答や意見交換を行い、委員会決定および補足意見についての理解を深めました。

3、再発防止に向けた取り組みについて

本申し立ては申立人が事故被害者遺族の立場から自転車事故の深刻さを訴えてきた立場にあることを認識していながら、弊社が申立人の立場や心情に配慮せず、本番組の当たり屋の事件を扱った部分が大部分を占めているという肝心

な点を申立人に説明しなかったことにある、とする委員会決定の指摘に基づき、弊社は再発を防止するため以下の取組を行いました。

バラエティ制作センターとしては、5月17日にセンター幹部と番組企画の管理責任者であるチーフプロデューサーが再発防止策を検討し、バラエティ制作センターとしての案を策定しました。

5月23日にはバラエティ制作センター、編成部、広報部、適正業務推進室、編成情報センターで再発防止策の案文の取りまとめを行いました。

その案文を6月10日に開催された前述の番組制作向上ワーキンググループにて検討し、下記の通り定めることとしました。

『情報バラエティ番組へ一般の方にご出演いただく際は、番組の趣旨や取材意図を十分に説明することを徹底する。特に「事件・事故案件」、「係争中の案件」、「意見が対立している案件」、「対決等で優劣を決め発表する案件」など、重大な人権や名誉の侵害に繋がる恐れのある内容を番組で取り上げる際は、既存の出演同意書に「本番組の趣旨、内容、構成等の説明を十分に受け、自らの出演内容について理解しました」という文言を新たに付け加え、それらの事項について丁寧にご説明し、ご理解をいただいた上でご出演いただくこととする。』

上記を受け、バラエティ制作センターが制作するレギュラー番組のチーフプロデューサーがそれぞれの番組で実施している全体会議において、社員、制作会社、派遣社員などすべてのスタッフに対し、委員会決定の趣旨と内容、再発防止に向けた取組みおよび上記再発防止策についての周知を徹底いたしました。なお、すべてのレギュラー番組を含む42番組のそれぞれの全体会議において説明が行われ、制作会社延べ107社（重複あり）が参加しました。

編成部では、情報バラエティも制作する企画班の班会で情報共有、議論を行い、7月15日には編成発注の番組を制作する制作会社157社から356人が出席した「制作会社説明会」において、バラエティ制作センター同様に問題の経緯、委員会決定の趣旨および、再発防止策に関して説明を行いました。

なお、本再発防止策は、コンプライアンス担当取締役を委員長とし、関連部署の担当役員レベルで構成される再発防止検証委員会においても了承されました。

今後は委員会決定を真摯に受け止め、再発防止策の運用を徹底し、取材対象者への丁寧な番組説明、十分な配慮を行い、高い人権意識を持って取材、放送にあたってまいります。

以上、今回の委員会決定を受けての弊社の対応と取り組みについて、ご報告いたします。

以上